

建築士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六号

建築士法施行細則等の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十六年一月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条第二項中「第四条第二項及び第五条第一項」を「第五条第二項及び第六条第一項」に改める。
第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「及び前項の申請」を削り、「訂正し、かつ、免許証を書き換えて申請者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十一条を第三十二条とし、第二十七条から第三十条までを一条ずつ繰り下げる。
第二十六条中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第二十七条とする。

第二十五条を第二十六条とし、第十四条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。
第十三条第一項及び第二項中「第十条第四項」を「第十一条第四項」に、「第十二条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第五項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条の次に次の一条を加える。

(免許証の書換え交付)

第五条 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項の届出をする場合において、免許証に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許用写真を貼り付けた第二号様式の三による書換え交付申請書に免許証を添え、知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。
- 第二号様式の三中「第4条関係」を「第5条関係」とし、「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。
- 第三号様式中「第5条関係」を「第6条関係」とし、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。
- 第三号様式の二中「第6条関係」を「第7条関係」と改める。
- 第三号様式の三中「第6条関係」を「第7条関係」とし、「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。
- 第三号様式の四中「第6条関係」を「第7条関係」とし、「第6条第3項」を「第7条第3項」に改める。
- 第四号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。
- 第五号様式中「第12条関係」を「第13条関係」とし、「下記」を「次の」に改める。
- 第六号様式中「第12条関係」を「第13条関係」とし、「書き切れない」を「書ききれない」に改める。
- 第七号様式を次のように改める。

第7号様式(第27条関係)

一級
二級
木造 建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、 [建築士法第23条の5第1項
建築士法第23条の5第2項] の規定により届け出ます。

年 月 日 届 出 者
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名)) 印
奈良県知事 殿

[注意事項]

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級 ・ 二級 ・ 木造 建築士事務所
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 () 号

項目	変更前	変更後	変更年月日	
変更事項	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
	建築士事務所の所在地	〒	〒	
	電話番号 FAX番号			
	開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな	
	開設者の住所又は所在地	〒	〒	
	電話番号 FAX番号			
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別紙1のとおり		
	管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 一級 二級 木造	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 一級 二級 木造 管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 修了証番号 第 号	
		所属建築士	別紙2のとおり	

【作成担当者】

部署:
氏名:
TEL:

別紙 1

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

氏名	一級建築士 二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築士 の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて はその旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属した 年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士 二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築士 の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて はその旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属を外れた 年月日

(備考)	変更前			変更後		
	計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名	計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名
別紙 有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					

第八号様式中「~~第27条~~」を「~~第28条~~」に改める。

第九号様式中「~~第30条~~」を「~~第31条~~」に改める。

(建築士法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 建築士法施行細則の一部を改正する規則(平成二十三年三月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「改正後の規則第四条第二項」を「建築士法施行細則等の一部を改正する規則(平成二十七年六月奈良県規則第六号)第一条の規定による改正後の建築士法施行細則第五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。